

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 省略</p>	<p>第1条 省略 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 省略 (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p><u>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</u></p> <p><u>(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の2の3に規定する場合に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p><u>イ 第2条の2の2第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p><u>ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をする非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u></p>
<p>第2条の2 省略</p>	<p>第2条の2 省略 (育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p><u>第2条の2の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</u></p> <p><u>(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子が1歳に達する日(以下この条において「1歳到達日」という。)</u></p> <p><u>(2) 非常勤職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が、当該非常勤職員が養育する子に係る1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条及び次条において「地</u></p>

方等育児休業」という。)をしている場合において、当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日が、当該子に係る1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳2か月に達する日(当該日が、当該育児休業の期間の初日から起算して、育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子に係る1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数及び当該子について育児休業をした日数を合計した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子に係る1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあっては、当該末日(当該育児休業の期間の末日と当該地方等育児休業の期間の末日とが異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子に係る1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにおいて、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合で、次のいずれにも該当するとき 当該子に係る1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子に係る1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあっては、当該末日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子に係る1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日が当該子に係る1歳到達日後である場合にあっては、当該末日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子に係る1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)
第2条の2の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子に係る1歳6か月到達日の翌日(当該子に係る1歳6か月到達日後の期間においてこの条に規定する

第2条の3 省略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 省略

第4条～第15条 省略

(部分休業をすることができない職員)

第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(部分休業)

第17条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同

場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員で、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合で、次のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子に係る1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子に係る1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子に係る1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で別に定める場合に該当する場合

第2条の3 省略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 省略

(7) 第2条の2の2第3号に掲げる場合又は第2条の2の3に規定する場合に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第4条～第15条 省略

(部分休業をすることができない職員)

第16条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

(部分休業)

第17条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同

じ。)の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条又は職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第4条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は同条例第16条の3第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第18条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例第10条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間に

じ。)の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 労働基準法第67条又は職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第4条の規定による育児時間(以下「育児時間」という。)又は同条例第16条の3第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

第17条の2 前条の規定による部分休業の承認のほか、任命権者は、部分休業を承認することができる時間以外の時間について職員が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するために1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合について勤務しないことを承認することができる。

- 2 次に掲げる職員は、前項の規定による請求をすることができない。
(1) 非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。)
(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

- 3 第1項の規定による承認は、規則で定めるところにより、職員の子を養育するために必要とされる時間について、30分を単位として行うものとする。

- 4 部分休業又は介護時間等の承認を受けて勤務しない職員に対する第1項の規定による承認については、1日につき2時間から当該部分休業又は当該介護時間等の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第18条 職員が部分休業の承認又は前条第1項の規定による承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例第10条第1項の規定にかか

つき、同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

第19条 省略

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

ならず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年三田市条例第14号)第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第11条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

第19条 省略

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第20条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第21条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。